

個別記事

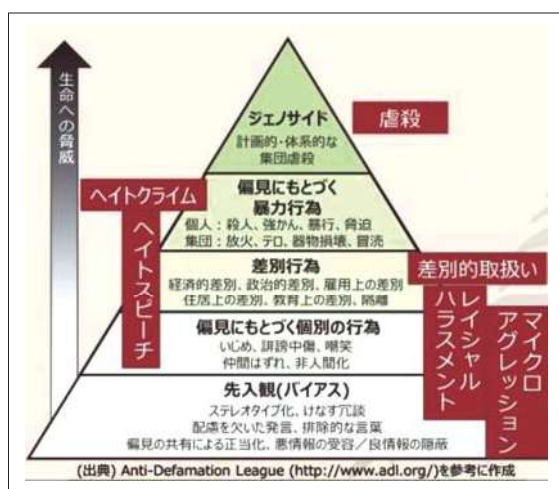
「ヘイトスピーチに抗してー行政と市民社会の狭間で」

同志社大学 社会学部 教授 板垣 竜太様

「ヘイトスピーチ」という言葉を最近よく耳にするようになりましたが、どのような意味で用いられているのでしょうか。

この言葉が日本でよく聞かれるようになったのは、2010年代になってからのことだと思います。2009年に京都朝鮮第一初級学校襲撃事件^①が起きたとき、我々は「ヘイトクライム」という言葉を使いました。しかしこうした言葉は当時一般にほとんど使われて

いませんでした。ちょうどその頃から在特会^②などの街宣が激しくなっていく、残念ながらその中でこうした問題が社会問題として認識され始め、「ヘイトスピーチ」という言葉が広まっていったという側面があると考えています。重要なのは「ヘイトスピーチ」が問題の一部に過ぎないということです。まずこちら下図の「ヘイトのピラミッド」をご覧ください。



元々これはユダヤ人団体を作ったもので、ユダヤ人大虐殺に至るその手前にはどのようなことがあったのかを分かりやすいモデルとして提示してくれています。これによれば、ジェノサイドが頂点にあるものとして、それ以前からユダヤ人の店が襲撃されたり、殺人、放火、暴行などが起こったりしていました。こうした行為が蔓延したその先にジェノサイドがあったともいえます。またそれ以前から様々な経済的差別や住居差別が

- (1) 日本の右派系市民団体「在特会」等に所属する活動家らが、京都朝鮮第一初級学校による児童公園の「不正占用」に抗議するとして、2009年12月4日に同校校門前で抗議街宣活動を行い、抗議者側が威力業務妨害罪に問われた事件。
- (2) 正式名称は「在日特権を許さない市民の会」。日本における過激派保守主義の市民団体で、日本国内に居住する在日韓国・朝鮮人が特別永住資格や様々な経済的便宜などの特権（在日特権）を「不当」に得ているなどとし、街宣・デモ・集会等の活動を展開していた。

存在していたし、学校でのいじめや仲間外れのような個別の行為がもっと裾野広く蔓延していて、さらにその手前には先入観（バイアス）があります。このように「ヘイトのピラミッド」はより広く社会に蔓延する言動をステップに

こういふところまでいったことがある社会であるということですね。

その中でヘイトスピーチがどこに位置づけられるのかというと、まず「スピーチ」という言葉がついていて、言葉や表現として表されるものだということです。それが偏見や差別に則って行われているものがヘイトスピーチで、ネット上のちよつとした書き込みから街宣行為までを含みます。一方、ヘイトクライムの位置づけは簡単ではないのですが、さしあたり現在の日本で犯罪とされている行為のなかで、その動機がヘイトである場合にヘイトクライムと位置

置付けておきます。また、雇用差別、住居差別、教育上の差別は、一般的に「差別的取り扱い」といわれます。これには実際にスピーチを伴うものもあれば、伴わないものもあります。また、マイクロであるが故に日常的に蔓延している「レイシャルハラスメント」や、最近ようやく日本の中でも言及されるようになってきた「マイクロアグレッション」⁽³⁾など、様々なレベルの排除的言動が存在します。差別はこうした大きな枠組みの中で考えなければならぬ問題なので、ヘイトスピーチだけを取り出して問題化するわけにはいきません。私はこの大枠全体を「レイシ

ズム」として扱うことが適切だと思うので、ヘイトスピーチはレイシズムの一つの現れ方ということになります。

—こうしたレイシズムの背景には何があるのでしょうか。

まず、こうした現象は特殊なものではなく日本の「常態」と考えられます。法務省の大規模外国人住民調査（2016年度）から日本における外国人住民の内訳を再集計してみると、例えば過去5年以内に就職差別で外国人であることを理由に就職を断られた人は、中国籍が3割以上、韓国籍・朝鮮

人、日本は100年前に一度

結果として傷つけてしまうような日常的な言動。

（3）他人を傷つける意図はなくとも、結果として傷つけてしまうような日常的な言動。

（4）1947年5月、外国人登録令の施行により、日本の植民地支配下においては「皇国臣民」とされていた在日朝鮮人は「外国人」として登録されることとなった。この時、在日朝鮮人は国籍（出身地）欄に一律に「朝鮮」と記載された。もちろんこの時はまた大韓民国も朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）も存在しておらず、これは在日朝鮮人の出身地である旧植民地の「朝鮮」を意味していた。その後、「韓国」籍に書き換ええないまま今日に至るものが朝鮮籍である。

（5）1991年の「入管特例法」により新設された在留資格。1952年、対日平和条約で日本国籍を正式に離脱させられた旧植民地（朝鮮・台湾）出身者と、その直系卑属の中で日本国内出生後も継続在留する者に与えられた。平和条約国籍離脱者のうち1965年の日韓地位協定により韓国籍となつた者は協定永住がすでに認められていたが、この法律の施行によって、「朝鮮籍」（と台湾籍）保有者の永住も認められるようになり、永住資格は「特別永住許可」に一本化された。

籍⁽⁴⁾も2割以上、特別永住⁽⁵⁾で見ても2割くらいいます。つまり、日本に3世、4世とずっと住んでいる人でも5人に1人は就職差別を経験しているということになります。

私としては植民地主義をその大きな歴史的要因として考えています。まず遠回りのようですが、「ダーバン会議」について話します。2001年にダーバン会議という世界会議が南アフリカで開かれ、ダーバン宣言が採択されました。これには日本政府も参加しています。この会議の重要な点は、アフリカ諸国の問題提起から歴史性を踏まえたレイシズムの議論がなされたということにあります。具体的には、かつて存在した奴隷制や奴隷貿易、植民地主義がレイ

シズムの源泉であるという宣言をしたということですね。例えば植民地支配には様々なかたちのものがあります。日本の朝鮮支配においては朝鮮人約2000万人に對して、日本人は約50万人、最盛期でも70万人です。こうした少数の日本人が上の職位を独占していたことからわかるように、ある種の優越意識がないと植民地支配は成り立たないものです。また先住民を駆逐して出来上がったアメリカ大陸やオーストラリア・ニュージーランドのような植民地支配のかたちは「セトラ・コロニアリズム」と呼ばれますが、これも先住民の主権を認めていないという点でレイシズムと直結しています。結局、奴隷制や植民地主義の歴史、その時に作られた関係が植民

地支配の終わった後も様々なかたちで続いていたことを抜きにして語ることはできない。だから、コリアやかつて第三世界と言われたような発展途上国（歴史を遡ると植民地化されたことのある地域であることが多い）に對してレイシズムが発生するというのは、結局この近代を作り上げてきたコロニアリズムの構造を是正しきれていないからというのが、一つの答えになるのかなと思いますね。

2021年に起こったウトロ放火事件⁽⁶⁾の犯人を見ていても、かつて関東大震災で虐殺を実行した人々の論理と似たところがあります。昨年が関東大震災から100年だったので、私はあの出来事を生み出した社会の歪みを日本は克服できているのかというテーマ

で講演を行い、そこで現代のレイシズムが関東大震災の虐殺時の特徴をいかに継承してしまったのかという話をしました。今回の事件の犯人は逮捕後に「(朝鮮人が)日本にいることに恐怖を感じるほどの事件を起こしたかった」という動機を述べながらも「個人的に恨みがあつたわけではない」とも述べています。

そこからうかがえる関東大震災との共通点を二点挙げておきます。一つ目は、「(犯行は)ウトロでなくてもよかった」という彼の攻撃対象の置換可能性です。元々彼はあいちトリエンナーレの「表現の不自由展・その後」⁽⁷⁾に對して反感を持っていました。しかしあいちトリエンナーレはガードが高すぎたので、代わりに名古屋の韓

(6) 2021年、京都府宇治市にあるウトロ地区で発生した放火事件。倉庫を含む計5棟が全焼、住宅2棟が半焼、祈念館に展示するはずであった資料等もその多くが焼失した。当初は建物の老朽化等が原因の失火とされていたが、後日、放火の疑いで容疑者が逮捕された。同人は、名古屋市の民団愛知県本部と名古屋韓国学校に對する器物損壊の疑いで既に逮捕・起訴されていた。

(7) 愛知県名古屋市で開催されたあいちトリエンナーレ2019にて開催された展示イベント。平和の少女像や「昭和天皇の肖像を燃やし、灰を踏みつける映像」などが展示され、物議を醸した。

国学校に放火未遂をします。それも大した騒ぎにならなかったのも、次のターゲットを探してネットを見ていたら、甲子園に出場した京都国際高校の国歌問題⁽⁸⁾がネットのヘイターの話題になっているのを見つけ、これに目をつけます。

しかし、なぜかそこではなくて、今度ウトロに平和祈念館が作られようとしているというニュースを見て「これだ」と思う。皆さんもお分かりのように、この四つには「コリア」に漠然と関わっているという以上の繋がりは何もないわけです。逆に言えば、それさえ満たしているとみなされれば何でも攻撃対象にできたということになります。関東大震災の時も今回も、疑わしい「コリアン」だったら誰でもターゲットになったというところですよね。しかし、被害者側からすればかけがえのない歴史資料

も全て燃やされていて、一歩間違えれば人が死んでいたんです。

二つ目は、犯人側の意識における被害と加害の逆転です。彼はウトロ住民から在日コリアンからも今まで一度も被害を受けた経験がないにもかかわらず、平和記念館が過去の経緯を正当化して日本人に害悪を及ぼしているという被害者意識を持つて犯行に及びました。関東大震災でも日本人は実際に朝鮮人から何かしらの被害を受けたことがないにもかかわらず、彼らが毒を井戸に入れてるに違いないと思ひ込み、それを防ぐという目的で殺害に及びました。朝鮮を植民地支配している状況で日本人の間には、朝鮮人にいいことをしてあげているという意識があったと思います。ところが、朝鮮における独立運動のニュース、そして日本政府はそれをちゃんと鎮圧

していますというニュースがセンセーショナルに流れているのが関東大震災の頃の状況でした。その政府の煽りの結果として、人々が虐殺に及んだわけです。こうした植民地下の状況と、歴史問題をめぐって「日本に害悪を及ぼす韓国」と「果敢に立ち向かう日本政府」というような現在報道などでよく見られる構図は被つて見える部分もあります。植民地の歴史は繰り返されてきているなと思うわけです。

「朝鮮学校襲撃の頃から日本において「ヘイトスピーチ」という言葉が使われたというお話があったと思いますが、この言葉自体はどこからやってきたのでしょうか。

ちゃんと追跡出来てはいないのですが、言論の自由 (freedom of

speech) が強く出てくるアメリカ由来なのではないかと思っています。1960年代に人種差別撤廃条約が国連で採択され、1970〜1980年代にはヨーロッパなどで規制が進みますが、そのときにはヘイトスピーチという表現はありませんでした。ニューヨークタイムズでは1980年代末にはじめて登場し、1990年代になると一挙に使用が拡大します。

私は一度アメリカの大学におけるヘイトスピーチ対策を調べたことがあるのですが、1980年代終わりあたりから1990年代にかけて、多くの大学がそういう対策を設けるようになっていきます。というのも、かつてのクー・クラックス・クラン (KKK) を彷彿とさせるような事件が大学内で発生してしまうという事態もあり、それをきっかけに大学におけるレイ

(8) 京都府京都市東山区にある私立高校。同校の前身は在日コリアン向けの京都韓国高校であるが、2004年度より一般の高校(一条校)として認可されるとともに、名称も変更し、日本人も入学するようになった(現在は日本人の方が多い)。昨今は野球の強豪校として知られており、2021年の春に甲子園初出場を果たした。そのルーツから校歌が韓国語であるため、野球部の活躍のたびにヘイト攻撃や誹謗中傷に晒されている。

シヤルな、あるいはエスニックな動機に基づくハラスメントを根絶しなければならぬという大学側の意識が高まったからです。

しかし、今度はそれに対して表現の自由を掲げ裁判を仕掛けてきた人々がいて、連邦裁判所まで行く表現の自由を掲げた側が勝ってしまったことが多々ありました。そうした議論の中で「ヘイトスピーチ」という言葉の使用が活性化したところがあるようです。

しかし、「ヘイトスピーチ」という言葉が、在特会らの街宣行為が一番ひどい時期に日本社会に入ってくれたおかげで、これは良くないよねという方向で使われるのになったのは幸いで、実際に法整備までは至ったわけです。ここまでのことにならなければ変わらないというのは悲しいことではありません。

すが。

「ヘイトスピーチ」という言葉で名指されるものは、もちろんその言葉が日本に入ってくる前から社会に存在していたわけで、歴史の中で繰り返されてきたものであると思います。その中でも朝鮮学校の襲撃事件が一つの画期となった背景について教えていただきました。

あの時は在特会らがYouTubeで事前に予告をしていたので、それを弁護士にも相談していたんです。それなのに止められなかった。それを反省した京都の弁護士たちが100名くらいの弁護士団を組み、かなり本腰を入れて動くことになりました。ただ朝鮮学校の側からすると司法で良い思いをしたことがないので、在特会側に判決でヘ

イトのお墨付きを与えてしまったらどうしようという思いもあり、数ヶ月議論した上での提訴でした。

弁護士としては、器物破損や業務妨害が明確にあったので裁判で勝訴することはある程度わかっていました。なのでさらに一歩踏み込んで、理由付けとしてこれが人種差別撤廃条約で禁止されている人種差別事件であるということと、民族教育権の侵害であるということとを司法に言及させたかったんです。結果的に人種差別撤廃条約への言及を盛り込んだ判決にでき、民族教育権への言及には至らなかったもののその萌芽みたいな議論が出てきたので、今の法律ではこれ以上は無理ではないかと思うほど画期的な勝訴判決だったと思っています。

—京都以外の場所でもそうした動

きはあるのでしょうか。

神奈川県川崎市が様々な施策を一番行っていると思います。川崎は在日コリアンと日本人市民、そしてそれ以外の外国籍の人々による共生をかなり早い段階から行政ぐるみで試みてきた地域なんです。が、そこに在特会のような団体が押し寄せてきたことをきっかけとして、ヘイトスピーチ対策先進地帯になっていきました。行政が処罰規定付きのヘイトスピーチ条例を作ったということがやはり最も先進的ですが、それ以外にもいくつかの裁判をやってきて、昨年(2023年)でいえば『祖国へ帰れ』は差別^⑨』という判決が出た裁判があります。

現在あるヘイトスピーチ解消法は定義法に過ぎないため、それはいかに実体化するか、さらに先に

(9) 川崎市の在日コリアン3世の女性が、日本人男性による「日本国に仇(あだ)なす敵国人め。さっさと祖国へ帰れ」とのブログへの書き込みによって精神的苦痛を受けたとして、損害賠償を請求した裁判の判決。横浜地裁は判決で投稿がヘイトスピーチにあたると認め、男性に約190万円の賠償を命じた。

進めるかが今問われています。法務省が発表しているヘイトスピーチの三類型があり、一つ目は特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるもの、二つ目が「ゴキブリ」に例えるなど、特定の国や地域の出身である人を著しく見下すような内容のものです。そしてもう一つが、特定の民族や国籍の人々を地域社会から一律に排除・排斥することをあおり立てるものです。このうち危害を加えることに關しては明らかに刑法上の定義が存在しますし、見下すことに関しても侮辱や名誉毀損がそれにあたるでしょう。ところが、「排除」を考えるとびつたり合う法制があるようではないので、それが明確に違法行為であるということとを判決で確定させるための裁判でした。

また大阪にフジ住宅という企業があります、その会長が2010年頃から連日嫌韓・嫌中を煽るような大量の資料を全従業員に

配るということをやっていて、それに苦痛を感じた在日コリアンの社員が訴えた裁判があります。これが企業のレイシャルハラスメントについての1つの重要な裁判になりました。これも原告が勝利して、差別や排除の恐怖を与えないような職場を作る義務は経営者の側にあるのに、経営者自らがそんな職場環境を作ることとは認められないという、ある意味とても真つ当な判断が出たんです。

―これまで現在の日本におけるヘイトスピーチ法制の現状を教えてください。いただいたと思うのですが、日本以外の国では現在どの辺りまで法整備が進んでいるのでしょうか。

人種差別撤廃条約第4条(a)(b)には、人種差別の思想流布や扇動を処罰するということが書かれています。しかし日本政府は、この第4条(a)(b)に關して人種差別撤廃委員会から適用を勧告さ

れ続けているにもかかわらず、委員会では「現行法で対策できている」「これを犯罪化したら表現の自由が犯されるかもしれない」と言い、今に至るまで留保しています。また腹が立つことに、日本政府は我々が法律のないところに頑張つて勝ち取った判決を「こういう良い判決も出ているから新たな法律を作らなくてもいいんだ」というような言い訳に使っているんです。

逆に言えば、ヨーロッパなどを中心にして、ヘイトの犯罪化は基本になっています。表現の自由原理主義に立つアメリカはヘイトスピーチの犯罪化には乗り出していませんが、日本とは異なり公民権法という差別禁止の一般法が存在しています。それを考えると日本には、ヘイトスピーチの自由は守り一般的な差別禁止法も存在しないという、実はアメリカよりも差別が自由だという現状があるといえます。もちろん犯罪化したら全

てが良くなるという話ではないのですが、条約だけではどうしても良い判決に持っていけない中で、弁護士・原告・支援者らの頑張りと裁判官の理解によつてやつと引きずり出されたのが昨今の勝訴判決であり、そもそもこれまで被害者が頑張らないと結果を得られない現状はおかしいと思います。やはり何かしらの法整備が必要だと思つたのですが、それができていないというのが今の日本の状況です。

ヘイトスピーチ解消法ができたおかげで色々な対策が拡大した側面はあるのですが、この法律自体はとてもざっくりしていて、かつヘイトスピーチを、近年起き始めた一部の特殊な人が起こすものという認識に立っています。しかしそうではないというのが私の考えで、これはまず何度も繰り返されてきた歴史的な現象であり、もう少し裾野広くレイシズムという大きな枠組みの中の一部としてヘイトスピーチがあり、その中には物

理的暴力を伴うような犯罪化すべきヘイトクライムも存在しているという風に見るべきだと思っています。また現在の解消法からすれば、差別的な日本の法律・制度は対象にならないのです。例えば朝鮮学校に高校無償化制度を適用しないということは政府が裁量の範囲でやっていることなので、人種差別やヘイトスピーチとは関係ないというロジックです。政治家のヘイト発言を含め様々なレイシズムが対象にならないところがヘイトスピーチ解消法の「ざる法」たる所以ですが、それでも存在しないよりはずっとマシであって、今ポトムアップで様々な対策や判例を勝ち取ってきているところですね。

—日本におけるヘイトスピーチ法制はポトムアップの側面が強いという印象を受けたのですが、他国ではどのような法整備・運用がなされているのでしょうか。

EU諸国のように人種差別が犯罪となれば被害者がヘイト発言も警察に訴えられるようになりますが、そこから処罰が確定するまでに、警察による事件化、検察の立件、さらに裁判という長いプロセスがあります。このプロセスで多くの人がふるいにかけるので、あらゆるヘイトが犯罪になるわけではないのです。最近ベルギーの社会学者がフランスの司法記録を閲覧して研究しましたが、被害者、警察、検察それぞれのフィルターがあります。検察まで行っても7／8割は司法手続が打ち切られます。最終的に本当に犯罪となったのは数パーセントだったと思います。

どのような言動が犯罪になるのかに関してはバイアスがたくさんかかっています。例えば元々いざこざが存在している中で起きたものは退けられがちで、一方的なものは犯罪化されがちであったり、

いかにも犯人がチンピラ風であったりすると犯罪化されがちで、そうではない場合はなかなか犯罪化されないなど、結局法律があってもそういうことは起こるんです。しかし、被害者が無理して全て立証しなければ何も起かない民事裁判に比べれば、捜査機関が一応捜査に着手している時点で被害者の負担は圧倒的に少ないといえます。例えば行政による窓口の設置や調停・調査などが増えてくれれば、それだけ被害者負担は減るので、そういうところをもっと増えてほしいですよ。

—我々が現在住んでいる京都におけるヘイトスピーチの現状と、それに対して行政・政治の側ができる対応について教えていただきました。

ヘイトクライム対策は様々なレベルがあるのだらうと思います。例えば、ウトロ放火事件の裁判で

は、裁判官に問題意識があったおかげで多少まともな判決が出たのですが、一方で検察官は「出来の悪い若者」が変な動機で燃やしてしまったくらいの認識で、差別や偏見という大きな構造の中の1コマだという意識はあまり持っていないなかつたと思います。やはり検察官や裁判官が研修などを通して、もっとヘイトクライムに対する意識を持つてもらわないといけないでしょう。

それから、政府・地方行政のレベルではいろいろな形の対策を取り得ると思います。京都の紙屋川（天神川）という地域をご存知ですか。この地域は佛教大の裏手辺りにあるのですが、そこにはかつて住居差別などの影響で住むところのなかった人々が河川敷に集落を作ってきたんです。その土地の所有権は厳密には国なのですが、やむを得ずそのようになっている場所はたくさんあります。増水したらすぐダメになってしまう危険

な地域なので、最終的には別の土地に移住できた方が良いのですが、居住権の問題もあるので、行政は強制退去ではなくゆっくり交渉してきました。しかし、その主体であるはずの行政が、京都府のホームページに「天神川開き地区の不法占拠について」という見出しをつけてこの地区のことを発信していたのです。確かに法的には占有

の権限が本来ないけれども、ウトロの放火事件はまさにその場所が「不法占拠」であるという言論の扇動で起きたことなので、行政がホームページでこのような表現を用いていたらヘイトクライムを誘発するでしょう。実際、珍しいものの好きのYouTuberが当該地域付近を徘徊している状況で、行政自身がお墨付きを与えるような表現を用いていたら、また様々な事件が起きかねません。私自身この件について知り合いと行政に働きかけたことがあります。最初、行政側の担当者はこれを取り下げる

ことでハレーションが起きるかもしれないなどと言っていました。最終的にはしれっとページの掲載を取り下げました。行政側というよりは市民側が実行できるオプションと言った方が良いのかもしれませんが、ヘイトクライムを誘発し得るものをなくしていくということとは重要です。

ヘイトスピーチに関して言えば、これだけヘイトスピーチ関連の条例が各地で制定されている中で、京都にはまだ条例がありません。これをどのようなモデルに基づいて整備するかについては簡単ではないのですが、私自身は川崎市のレベルが必要だと思っています。京都だと共産党発案の議案に他の党派が全部反対するという構図があるので、やはり自公あたりの会派が動いてくれないと法案が通りません。実はヘイトスピーチ対策で頑張っただけで動いてくれている人中に公明党系の人があるので、その辺を軸にしながら自公などに働

きかけをしてきました。

今存在している公的対策としては、ヘイトスピーチをやりそうな団体には公の施設を貸さないという事になっていきます。もちろん先入観で施設を貸さないということになればそれは問題なので、「不当な差別的言動」が行われることが客観的に明らかに予測される場合といったことを基準にしてガイドラインが作られています。また、京都府は人権問題法律相談という制度を用いて、弁護士に相談できる日を設けていたりもします。直近では京都国際高校の甲子園出場後ネット上のヘイトやヘイトの電話が増加した際に、京都府の西脇知事が初めてヘイトを牽制するガバメント・スピーチを発出しました。我々としては2021年（ウトロ放火事件）の時にも府や市の声明の必要性については言及しています。また、京都府はそれ以前から地味にネット上のヘイトに対して削除要請をしてきまし

た。しかし、やはりその手の対策を体系的、包括的に進めるとしたら、条例は必要なのだろうと思います。

レイシャルハラスメントに関しては、やはり行政だけではなくて、職場・学校レベルの対策が一番重要です。そういう意味では、我々としても報告書を作成して各大学に送付したりしています。そうした状況の中で行政がやりやすいこととしては、レイシャルハラスメントを類型化してホームページ等で公開することです。実際パワハラ防止法を背景にレイシャルハラスメントを定義することはできるので、一応法的根拠もあります。やはり今の段階では、ここまで言及してきたようないくつかのレベルでの対策を総合的にやっていくしかないのかなと思っています。

ー日本におけるヘイト対策の在り方は、今後どうなっていくと思いますか。

地方レベルの条例が積み重なってきて、さらに地方議会から国に対して親になるような法律を作ってほしいという陳情があげられていく中で、やはり国レベルの立法は欲しいですね。とりあえず定義法でもよいので、人種差別撤廃条約の国内法に当たるものを作るということが大事だと思います。そういう気運が盛り上がって与党議員も含めて立ち上がってもらわないと困るんですが、その時に一部の特殊な人、変な人がやるのがレイシズムであるという観点を持っていってほしくない立法はで

きないんじゃないかと思っています。セクシャルハラスメントも一部の「変態」だけが犯罪に及ぶという発想では対策にならないわけで、誰もが加害者側になってしまいかもしれないという発想に至らないと対策は立てられないし、法整備もできません。レイシカルハラスメント、ヘイトスピーチもそうだと思います。だから法律を作る側にも、自らが加害当事者になりうる、もしかしたらもうなっているのかもしれないという意識のもとで法律を作ってほしいなと思います。

―最後に、公共政策に携わる学生に伝えたいことがあれば教えてください。

やはり憲法14条の実質化ですね。そこには「人種」を含めた「法の下の平等」という条項があります。が、それを「差別の禁止」という形では実現してこなかったのが戦後の日本でした。そこには形式的な平等論だけがあって、「平等が大事」みたいな啓発キャンペーンさえしておけばよいという雰囲気があります。そうした雰囲気の中で官僚や議員など法律を作り執行する側の人々は自分のことを当事

者だと思っていない節があります。しかし、法律自体に既にバイアスが存在し、法の執行において差別が起きているわけですから、実はかれらも差別の加担者になってきたといえるでしょう。その認識がないまいくら「対策」と言っても、あまり変わらないのではないのでしょうか。憲法14条の精神をずっと生かしきれてこなかった歴史からすると、より皆が生きやすくなるために、そうしたバイアスを積極的に是正することが求められているという考えのもと仕事にあたっているなと思います。

(インタビュー・石川 慧)

板垣 竜太
いたがき りゅうた

同志社大学社会学部教授(朝鮮近現代社会史)。

1972年生まれ。東京大学大学院 総合文化研究科(文化人類学専攻)・博士(学術)。

著書に『北に渡った言語学者：金壽卿1918-2000』

『朝鮮近代の歴史民族誌―慶北尚州の植民地経験』等がある。